

名古屋税関管内の税関官署の開庁時間外における所轄の特例について
の公告の一部改正について

名古屋税関管内の税関官署の開庁時間外における所轄の特例についての公告（平成22年公示第236号）の一部を下記のとおり改正する。

令和5年6月26日

名古屋税関長 松岡 裕之

記

名古屋税関管内の税関官署の開庁時間外における所轄の特例についての公告の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附 則

この公告は、令和5年7月1日から適用する。

名古屋税関管内の税関官署の開庁時間外における所轄の特例についての公告(平成22年公示第236号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 南部出張所及び西部出張所の開庁時間外においては、各出張所長に委任される関税法施行令第92条第1項第2号、輸徴法施行令第30条第1項第2号及び税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告(令和4年公示第68号。以下「委任告示」という。)記3の規定に基づく税関長の権限は、関税法施行令第92条第2項及び輸徴法施行令第30条第2項の規定に基づき制限する。</p> <p>2 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの時間以外の時間(以下「特定時間外」という。)においては、清水税関支署の管轄(ただし、委任告示記2に規定する同支署管内の税関支署出張所及び税関支署監視署の管轄を除く。)に所在する貨物に係る関税法施行令第92条第1項第1号イ及びロ並びに輸徴法施行令第30条第1項第1号に掲げる権限以外の権限は、関税法施行令第92条第2項及び輸徴法施行令第30条第2項の規定に基づき制限し、興津出張所長に委任するものとし、当該貨物に係る事務処理の権限に係る処分の対象となる事項は同出張所長が所轄する。</p>	<p>1 南部出張所及び西部出張所の開庁時間外においては、各出張所長に委任される関税法施行令第92条第1項第2号、輸徴法施行令第30条第1項第2号及び税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告(平成22年公示第131号。以下「委任告示」という。)記3の規定に基づく税関長の権限は、関税法施行令第92条第2項及び輸徴法施行令第30条第2項の規定に基づき制限する。</p> <p>2 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの時間以外の時間(以下「特定時間外」という。)においては、清水税関支署の管轄区域(ただし、委任告示記2に規定する同支署管内の税関支署出張所及び税関支署監視署の管轄区域を除く。)に所在する貨物に係る関税法施行令第92条第1項第1号イ及びロ並びに輸徴法施行令第30条第1項第1号に掲げる権限以外の権限は、関税法施行令第92条第2項及び輸徴法施行令第30条第2項の規定に基づき制限し、興津出張所長に委任するものとし、当該貨物に係る事務処理の権限に係る処分の対象となる事項は同出張所長が所轄する。</p>